

議案第76号

米原市印鑑条例の一部を改正する条例について

米原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

性的指向や性自認等の多様な性について配慮することを目的に、印鑑登録証明書の記載事項等から性別表記を削除するため、この案を提出するものである。

米原市印鑑条例の一部を改正する条例

米原市印鑑条例（平成 17 年米原市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第 15 条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

付 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

米原市印鑑条例新旧対照表（改正理由）

| 改正後 | 現 行 | 改正理由 |
|---|---|---|
| <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認を終わったときは、直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を作成し、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 住所</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑票に登録されている印影のほか、次の各号に掲げる事項の写しであることを市長が証明する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> | <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認を終わったときは、直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を作成し、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>男女の別</u></p> <p>(7) 住所</p> <p>(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑票に登録されている印影のほか、次の各号に掲げる事項の写しであることを市長が証明する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>男女の別</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録原票の登録事項から性別表記を削除することに伴う改正 ・第6号削除に伴う号の繰上げ ・第6号削除に伴う号の繰上げ ・第6号削除に伴う号の繰上げ ・印鑑登録証明書の記載事項から |

| | | |
|--|--|---|
| <p>(3) 住所</p> <p>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> | <p>(4) 住所</p> <p>(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> | <p>性別表記を削除することに伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none">・第3号削除に伴う号の繰上げ・第3号削除に伴う号の繰上げ |
|--|--|---|